

第5回 恵那市リニアまちづくり基盤整備計画推進委員会

日 時：令和6年3月13日（水）

午後13時30分から

場 所：恵那市共同福社会館 集会室

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 報告事項

恵那市リニアまちづくり基盤整備計画について

- ・基盤整備計画実施計画の市事業の進捗状況について

資料1

- ・基盤整備計画アクションプランの作成について

4. その他

- ・国道19号 瑞浪恵那道路について

資料2

- ・県道恵那八百津線について

資料3

- ・リニア中央新幹線工事の進捗状況について

資料4

5. 閉 会

恵那市リニアまちづくり基盤整備計画推進委員名簿

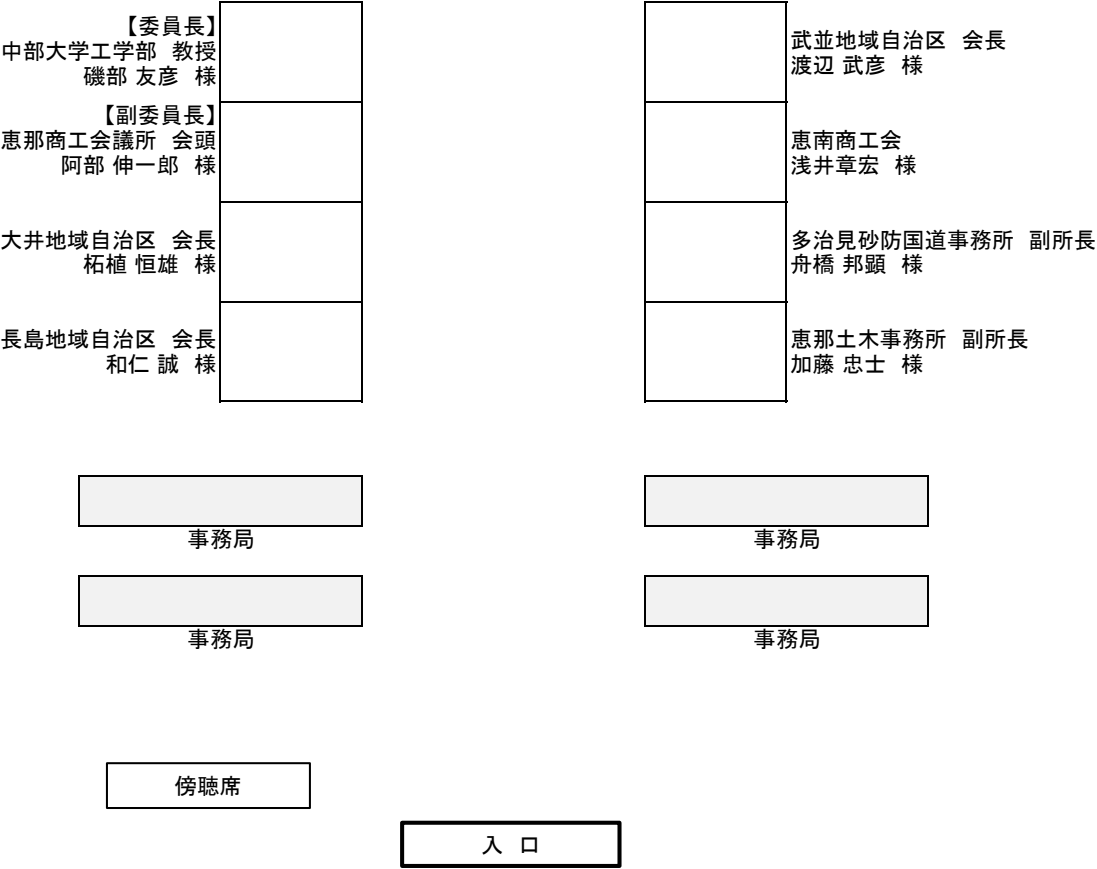
委 員

	区分	所属等	氏名	備 考
1	地 域 自 治 区 を 代 表 す る 者	大井地域自治区 会長	柘植 恒雄	
2		長島地域自治区 会長	和仁 誠	
3		武並地域自治区 会長	渡辺 武彦	
4	学 識 経 験 を 有する者	中部大学工学部 教授	磯部 友彦	委員長
5	商工機関 関係者	恵那商工会議所 会頭	阿部 伸一郎	副委員長（当日欠席）
	観光関係者	恵那市観光協会 会長		
6	商工機関 関係者	恵南商工会 会長	水野 良則	代理 浅井 章宏

アドバイザー

	区分	所属等	氏名	備 考
1	国土交通省 中部地方 整備局	多治見砂防国道事務所 副所長	舟橋 邦顕	国道関係 広域アクセス
2	岐阜県	恵那土木事務所 副所長	加藤 忠士	県管理道路関係 広域アクセス

席次表（恵那市リニアまちづくり基盤整備計画推進委員会）



恵那市リニアまちづくり基盤整備計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 恵那市リニアまちづくり基盤整備計画に掲げた事業(以下「事業」という。)の計画内容の検討又は計画の進行管理を行うことにより、リニア中央新幹線開業に伴う効果を活かしたまちづくりを推進するため、恵那市リニアまちづくり基盤整備計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査及び検討する。

- (1) 事業の具体的な推進に関すること。
- (2) 事業の進行管理に関すること。
- (3) その他委員会が必要と認めること。

(委員)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 地域自治区を代表する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 商工機関関係者
- (4) 観光機関関係者
- (5) その他市長が必要と認める者

3 委員会は、前項の委員のほか、必要に応じてアドバイザーを置くことができる。

4 アドバイザーは、市長が委嘱する。

5 アドバイザーは、委員会の求めに応じて委員会の会議に出席し、専門的見地から助言又は協力を行うものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を各1人置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員長の指名する者とする。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けた

ときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、建設部都市整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。